

佐賀県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療体制強化事業募集要項

令和5年3月31日制定

1. 事業概要

(1) 事業目的

自宅や宿泊療養施設、社会福祉施設等において療養（以下、「自宅療養者等」という）を行っている新型コロナウイルス感染症患者に対し、症状が悪化する等、県が診療を必要と判断した場合に外来診療又は往診（以下、「外来診療等」という）を行った医療機関を支援することにより、自宅療養者等が安心して療養できるよう地域での診療体制の強化を図ります。

(2) 対象医療機関

県に対応可能な診療内容等を届け出て、登録された医療機関（令和4年度の同事業において、県に登録された医療機関を含む）であって、自宅療養者等に対して、県からの要請に基づき、外来診療等を行った医療機関で、以下の条件を満たす医療機関。ただし、外来診療は県内の医療機関に限ります。

- ① 外来診療等を行う医療機関として県に登録していること
- ② かかりつけ患者や協力施設以外の患者に対しても診療できること
- ③ 県（自宅療養支援センター等）からの要請に基づき、外来診療等を行うこと
- ④ 診療の結果について、診療後県に速やかに報告すること
- ⑤ 県が本事業の実施に関して行う調査等に協力すること

(3) 支援内容

区分	単位	基準額	
		平日（昼間）	夜間、土日祝日
(1) 外来診療	1患者あたり	50,000円	100,000円
往診	(2) 自宅	1か所あたり	50,000円
	(3) 社会福祉施設等	1施設あたり	100,000円
			200,000円

※18時から翌日8時前までの間に、外来は患者が来院した場合、往診は往診場所に到着した場合には、夜間とします。

※電話等情報通信機器による診療は本事業の対象外です。

※(3)は、施設に往診した初回から当該施設内での感染が終息するまでの間を1単位とします。

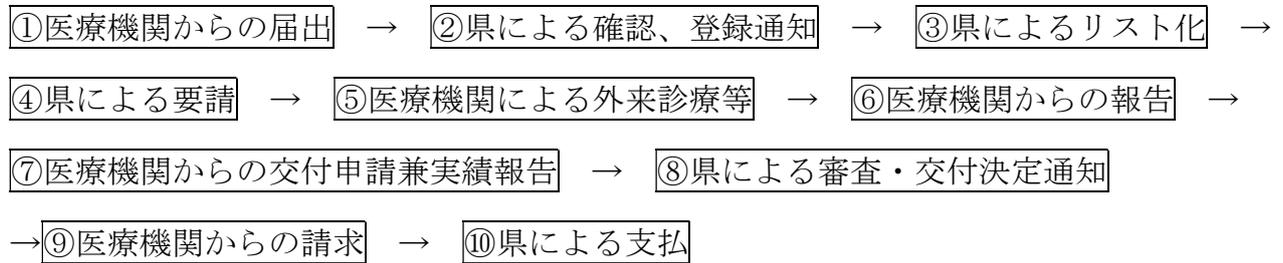
※宿泊療養施設の療養者に対する診療は、原則として外来診療を行ったものが本事業の対象ですが、往診の場合は(2)を適用します。

※上限額等詳細は要綱やQA集を参照してください。

(4) 事業対象期間

令和5年4月1日～令和5年5月7日

2. 手続きの流れ



※令和4年度の同事業において、県に登録された医療機関については、改めての届出は必要ありません。

3. 申請手続き等

(1) 届出書の提出 (2. ①) ※未登録の医療機関のみ

・届出書(別添様式)を記入の上、下記担当宛てにメール提出してください。

(2) 登録受付期間 (2. ②)

令和5年5月7日(日)まで ※登録は随時

(3) 申請に必要な書類 (2. ⑦)

- ・補助金交付申請書兼実績報告書
- ・誓約書
- ・診療実績報告書
- ・県が発行する「診療要請書兼結果報告書」のコピー

(4) 申請受付期間

令和5年5月31日(水)まで [令和5年4月1日～5月7日実績分]

(5) 審査 (2. ⑧) ※佐賀県医務課にて実施

申請書受理後に、内容の確認を行います。その際医療機関への問い合わせや追加資料の提出を求める場合があります。

4. 請求手続き

(1) 請求に必要な書類 (2. ⑨)

- ・補助金交付請求書
- ・委任状 (必要に応じて提出)

審査完了後、県から交付決定通知 (2. ⑧) を行いますので、通知が届きましたら速やかに請求書をご提出ください。

<注意事項>

- ・申請・請求内容に不足・不備があった場合は、内容を修正の上、再提出してください。
- ・申請・請求書類は、必要な書類を全て揃えた上、メール提出してください。

5. 提出先

新型コロナウイルス感染症対応医療支援担当宛て

メールアドレス：m-gairai@pref.saga.lg.jp

※メールでの提出が困難な場合には、郵送で提出してください。

郵送での提出先

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部医務課 新型コロナウイルス感染症対応医療支援担当宛て

【問い合わせ先】：0952-25-7548